

茂原市議会基本条例（素案）に対する
パブリックコメント（市民意見募集）手続の結果について

茂原市議会

「茂原市議会基本条例」の策定にあたり、実施いたしましたパブリックコメント（市民意見募集）手続に際し、お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する市議会の考え方を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。
※いただいたご意見については、明らかな誤字・脱字を除いて、原則として原文のまま掲載しておりますが、趣旨が同様と考えられるご意見については、補足・分類して掲載しています。

記

1. 意見募集期間 平成27年9月16日（水）～10月15日（木）
2. 提出者数及び件数 4名・33件
3. 提出意見の内訳

区分	件数
A：条例案に反映するもの	1件
B：条例の施行にあたって参考とするもの	7件
C：条例案に反映しないもの	10件
D：その他（要望・意見・感想等）	15件
計	33件

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
1	○前文 ・この条例はもっと早く成立しているべきものだったと思うが、将来茂原市議会が定員割れになってしまう状況になった時でも、議員の市民に対する姿勢を堅持させるものと期待する。	D	貴重なご意見として、今後の議会運営の参考とさせていただきます。
2	○第2条（議会の活動原則） ・第1項に「議会は、地方自治法96条に基づき茂原市の意思決定を行う機関であり、これを行行使することにより地方自治の拡充に努めるものとする」という主旨の文言を加えることを提案する。	C	議会が市の意思決定機関（合議制の議決機関）であることは前文において述べられているところであり、本条では、適切な市政運営と開かれた議会運営のための活動原則を定めていますので、原案どおりとします。
3	○第3条（議員の活動原則） ・第3項で、「議員は・・・市民の意見や要望を的確に把握する」とあるが、これは議会報告会に議員全員或いは有志が出席して意見交換をすることをいっているのか。それとも各議員がそれぞれ議会報告会を開催して意見交換をすることをいっているのか。	C	意見交換の場については、議会全体で開催する議会報告会、各議員が開催する議会報告会、及び各議員がその他の機会で行う意見交換なども含まれます。
4	○第3章（市民と議会との関係） ・小見出しが「市民と議会の関係」となっているが、「市民参加」あるいは「市民参加と協働」に差し替えることを提案する。	D	本章は、開かれた議会運営を進めていくための市民と議会の関わりについて述べています。その関わりにおいて「市民参加」は重要な事項ではありますが、見出しは章全体の内容を表現するものであることから、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
5	○第4条（市民と議会との関係） ・第1項の「透明性」の前後に公正性と信頼性を加え、「公正性、透明性及び信頼性」とすることを提案する。	C	情報を積極的に公表することは、市民から見た議会の透明性を高めることであり、「透明性」とは、ありのままの情報を包み隠さず公表することです。あえて、公正性や信頼性を併記する必要はないものであり、原案どおりとします。
6	○第4条（市民と議会との関係） ・第1項で、昨年、茂原市自治基本条例を考える市民の会がまとめた提言書のように「議会議事録は議会閉会后30日以内に公表する」というような具体的な行動を示す表記になっておらず、理念的な表現になっているのは改善の余地がある。	C	・第1項は、議会議事録に限らず、様々な議会活動に関する情報の公表についての考え方を表しており、原案どおりとします。議会議事録については、書き起こし、校正、製本印刷の過程を経るため、30日以内での公表は困難なところです。現在、本会議のインターネット中継を検討しており、議会閉会后1週間程度で録画映像の視聴ができる予定です。
7	・第2項で、協議会や部会などの公開についての記述がない。	D	・協議会や部会は任意組織であるため、現在公開していませんが、今後の検討課題とさせていただきます。
8	○第4条（市民と議会との関係） ・第2項について、議会の公開はその議場だけでなく、インターネットでも中継されるよう望む。	B	本会議のインターネット中継については、現在検討中であり、早期に実施できるよう努めてまいります。
9	○第4条（市民と議会との関係） ・第2項の後に第3項として次の項を加えることを提案する。 「3 議会は、民意を把握するため、市民との対話や意見交換の機会を多様に設け、市政への反映に資するものとする。」	C	議会として用意する市民との意見交換の場は、第5条に規定する議会報告会となります。 多様な機会については、各議員の報告会等に委ねるところであり、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
10	○第4条（市民と議会との関係） ・第3項の「必要に応じ」及び「ことができる」を取ることを提案する。	C	・請願・陳情の審議において、請願者・陳情者の意見を聞く機会を設けることは、請願書・陳情書の趣旨の確認が必要である場合や、請願者や陳情者が説明を希望する場合を想定しているため、原案どおりとします。
11	・第3項の最後に「不採択の場合、理由を付して結果を通知するものとする。」を加えることを提案する。	C	・また、本項では意見を聞く機会を設けることを定めるに留め、採択や不採択の通知方法についての加筆はしないものとします。不採択理由を付しての通知については、今後の検討課題とさせていただきます。
12	○第4条（市民と議会との関係） ・第3項で、「請願者及び陳情者の意見を聞く機会を設けることができる」とあり、意見を聞く機会は議会の判断にかかっているが、そうではなく「できるだけ聞くよう努める」とするべきである。	B	請願・陳情の審議において、請願者・陳情者の意見を聞く機会を設けることは、請願書・陳情書の趣旨の確認が必要である場合や、請願者や陳情者が説明を希望する場合を想定しているため、原案どおりとしますが、ご提案のとおり、できるだけ意見を聞く機会を設けることに努めて参ります。
13	○第5条（議会報告会） ・第1項は市民の希求するところである。 議会からの報告ということであるから、報告者は議長、副議長、常任委員会の委員長の8名ということであろうか。本来であれば議員全員が出席して議員一人ひとりに市民が質問できるようになれば議案に対する議員の態度が変わることが期待でき、自らチェック機能を放棄する情けない議員がいなくなるはずなのだが。	D	議会報告会の詳細については、第2項にあるとおり、別に要綱を定め、その中で報告者、出席者等を決定していきます。 ただし、議会報告会は、議会全体としての議案等の審議の報告、意見交換の場であり、各議員個人の意見を述べる場ではございません。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
14	○第5条（議会報告会） ・第2項に「別に定める」とあるが、議会報告会は原則として議会後速やかに行うことを望む。	B	議会報告会については、別に要綱を定め、その中で詳細を決定していきます。 いただいたご意見は、要綱を作成する際の参考にさせていただきます。
15	○第5条（議会報告会） ・第2項で、「議会報告会の実施回数、報告事項その他必要事項は、別に定める」となっていて、その内容は示されていない。まちづくり条例は明年4月1日に施行されることになっており、それとの整合性から施行までにはこの条項も決めて市民に公開して頂きたい。	B	ご意見のとおり、条例の施行までには議会報告会に関する要綱を策定し、公開する予定です。
16	○第9条（予算及び決算における説明及び資料の要求） ・予算についての審議時間が少ない。議員が市民の意見を集約するためにも、議会に提案した時点で予算案の公表を望む。	D	予算案は第1回（3月）定例会の開会日に議会に提案され、同日より議会事務局にて閲覧可能となっています。 予算審議については、予算審査特別委員会を設け、慎重審議に努めているところです。
17	○第10条（質疑応答の形式） ・第2項は、答弁がピンボケにならないためにも望ましい規定であると思う。	D	貴重なご意見として、承りました。
18	○第11条（議決事件） ・見出しが「議決事件」となっているが、「地方自治法第96条第2項の議決事件」あるいは「第96条第2項の議決事件」とすることを提案する。	A	地方自治法第96条第2項は、同条第1項で規定している議決事件に加え、市の定めるところにより議決事件を拡大できる旨を規定しているものです。ご提案の内容は正しい表記ではありますが、より分かりやすい見出しとして「議決事件の拡大」に修正させていただきます。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
19	<p>○第15条（会派）</p> <p>・第2項の「調整を行い」の後に「少数派の意見等にも配慮しつつ」を加えることを提案する。</p>	C	<p>第2項は、会派の機能等について述べており、会派内での研究等に加え、他の会派との調整による合意形成に努めるとしています。調整を行うことは、当然少数派意見等に配慮するものでありますので、原案どおりとします。</p>
20	<p>○第16条（議員研修の充実）</p> <p>・第1項について、市議会は4年に1回、4月に選挙があるが、議会はこの条例のほか政務活動費条例、あるいは予算の説明も受けさせるべきであり、議員として本研修を受ける義務も規定すべきである。そして受講した場合、本条例を順守する旨の誓約書を出させるべきである。受講しない議員は公表するとする罰則も設けるべきである。</p>	C	<p>第1項に定める研修は、本条例の内容や理念を議員間で共有する必要があるために実施するものであり、受講の義務や誓約、罰則を設けるべきものではないと考えるため、原案どおりとします。</p> <p>その他の条例、規則については、全議員が説明を受け、周知が図られているところです。</p>
21	<p>○第16条（議員研修の充実）</p> <p>・第2項で規定する議員研修で、これまでも先進都市の視察研修が行われていたが、視察するテーマは茂原市が抱える問題のはずである。視察する際に、議員のうち何人が何件の質問を出されているのか。</p> <p>視察はその対象を理解すると同時に、こうすればもっとよかったという反省、あるいは本音の部分聞き出せるか否かである。視察後どのような成果があったのか。</p>	D	<p>先進都市の視察においては、本市の行政運営の参考となり、活かされる内容となるよう、視察先の厳選に努めています。視察先では活発な意見交換がなされており、視察後の政策提案等に活用されているところです。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
22	○第18条（議員の政治倫理） ・以前、税金の未納問題が内部告発という形で表面化したことがあったが、たとえその事実がなくとも議員がそのようなことを疑われてはならない。疑われただけでこの条文の精神に反するものであるからして、そのためにも議員の納税状況は公表を義務付けるべきである。	D	個人情報保護の観点から、納税状況の公表の義務付けは難しいと考えます。
23	○第19条（議員定数） ・第3項に「市民の意見を参考とし」とあるが、「市民の意見を公平性、透明性、信頼性に配慮しつつ把握し参考とし」等の文言を加えることを提案する。	B	表現については原案どおりとしますが、市民意見の把握の方法については、ご提案の趣旨を踏まえて、議会報告会やアンケート調査、インターネットを活用した意見聴取等を検討してまいります。
24	○第20条（議員報酬） ・第3項に「市民の意見を参考とし」とあるが、「市民の意見を公平性、透明性、信頼性に配慮しつつ把握し参考とし」等の文言を加えることを提案する。	B	表現については原案どおりとしますが、市民意見の把握の方法については、ご提案の趣旨を踏まえて、議会報告会やアンケート調査、インターネットを活用した意見聴取等を検討してまいります。
25	○第19条（議員定数）・第20条（議員報酬） ・第3項で「改正案を提出する場合」に種々の検討をするのは提出者と考えられるが、一般的には条例の改正案を検討するのは議会であり、本来、条文は「改正案が提出された場合」とすべきである。	C	・本項は、委員会又は議員の発議により議員定数や議員報酬の改正案を提出する場合の規定であるため、このような表現となっており、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
26	○第19条（議員定数）・第20条（議員報酬） ・第3項は第2項の流れを受けているが、委員会又は議員に本項の条件を付けるべきものだろうか。例えば市民の意見とは人数の多さになるのだろうか。あるいは将来の予測と展望を議員に押し付けていいのだろうか。そしてそれを議会はただ鵜呑みにするだけなのだろうか。もちろん根拠もなしに改正案を提出してもよいといっているわけではない。	D	・本項は、委員会又は議員の発議により議員定数や議員報酬の改正案を提出する場合の規定です。第2項で、改正案を提出する場合は「明確な理由を付して」とされており、将来の人口やまちづくりの方向、そして市民の考え方等は、重要な検討材料になると考えています。
27	○第22条（議会図書室） ・議会図書室は狭いし、資料が少ないように感じられる。図書の充実だけでよいのだろうか。他の議会図書館等との連携も必要なのではないか	D	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
28	○第23条（条例の位置付け） ・「改廃に当たって」とあるが、他の条例等を廃止する場合も本条例との整合をとるのか。	D	本条例と整合が図られている他の条例等の廃止を検討する場合にも必要であると考えます。
29	○その他 ・第23条に基づく茂原市議会会議規則の見直しで、議会傍聴しやすい日程を検討できるのではないか。	B	本会議については、インターネット中継の実施を検討しており、実施の場合は録画での視聴もできることとなります。その他開催日程については、今後検討してまいります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市議会の考え方
30	○その他 ・茂原市では水害、地震、竜巻などの災害に遭遇しているが、災害に関する議会の役割も重要です。素案にはこの記載がないが、よいのでしょうか。	D	災害時の議会の役割について、条項としては設けませんが、本年度より災害対策本部に議会事務局長が加わり、対策本部と議会との連絡調整が緊密になった為、より一層柔軟な対応ができるようになりました。
31	○その他 ・「市長への手紙」の制度と同様に、「議長への手紙」の制度を設けるべきである。	D	市民の多様な意見を的確に把握する手段を検討する際の参考とさせていただきます。
32	○その他 ・執行部局にも提言しているが、長い年月の中で制定した茂原市条例について、平成27年の現在では、条例制定の当時には機能したものが、将来も必要を認めないものについては、市役所関係部署と市議会の関係する委員会が連携して精査し、議会に諮り整理していくべきである。	D	条例の整理等につきましては、まちづくり条例及び本条例の施行により、行政部局と連携し、見直しの必要性も含めて検討してまいります。
33	○その他 ・第18条の「議員の政治倫理」に関連して、市街地に目にする「目立つ所に設置」する後援会連絡所の看板は、街の景観を守る観点から自粛(少なくする)を期待する。	D	看板の設置については、法律に準拠して設置しているものです。設置に関しては街の景観に配慮するなど、議員間で協議をしてまいります。